

社会福祉法人吉竹福祉会 一般事業主行動計画

吉竹福祉会では、職員がやりがいや充実感を感じながら働く一方で、子育て・介護の時間、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう、次のように一般事業主行動計画を策定する。

◆ 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

◆ 内容

<目標 1> 子育て・介護等を行う職員等の仕事と家庭生活との両立を支援するために雇用環境の整備を行う。

<対策>

1. 子ども手当の支給
未就学児第1子 月1万円 第2子以降 月5000円を支給する。
2. 短時間勤務制度の継続
育児、介護その他の理由で短時間勤務を希望する場合は、できるだけ希望に添えるよう話し合い、決める。一旦短時間勤務について職員も、家庭の状況が変化し、フルタイム勤務を希望する場合も同様とする。
3. 育児休業制度の継続
出産後育児休業を希望する場合は、産後8週以降、満1歳半を迎えるまで、育児休業をとれるようにする。
4. 介護休暇制度の継続
職員が介護休暇を希望する場合は、事態の発生した日から、1年間以内の介護休暇をとれるようにする。
5. 交代番勤務の免除
育児、介護その他の理由で短時間勤務を希望し、決定した場合は、早番、遅番、その他の交代番が免除される。

<目標 2> すべての職員がその能力を十分に発揮し、やりがいや充実感を感じながらいきいきと働くことができるよう雇用環境を整備する。

<対策>

1. リフレッシュ休暇制度の継続
フルタイム勤務職員のリフレッシュのために、有給休暇のうちの、年間最高5日間を、特別の理由なく自由に使えるリフレッシュ休暇として与える。年間の利用計画を立て、計画に基づいて、他の休暇に優先して取得できる。
2. 職員研修会、職員会、勉強会には日当のほか、おやつ等を支給する。
3. 皆勤者には報奨金を支給する。
4. 職員休憩費は、夏場は飲み物代を補助する。
5. 職員の歓送迎会、レクレーションには補助金を出す。
6. 母子家庭、寡婦の雇用の推進に努める。